

平成 29 年 6 月 26 日

お客様各位

近畿日本ツーリスト個人旅行株式会社

「ポーネルドのあそび道具があるお部屋」プランについてのご連絡

日頃より近畿日本ツーリスト個人旅行(株)「メイト商品」をご愛顧いただき誠に有難うございます。今年度、夏休みを中心に設定しております「ぼくんちの家族旅行」(パンフレットコードD1K4966)掲載の「ポーネルドのあそび道具があるお部屋」プラン(5-8 ページ)について、対象となる遊び道具にご協力いただいた(株)ポーネルドに対し平成 29 年 6 月 23 日消費者庁から景品表示法に基づく措置命令が出されました。

概要としましては、平成 28 年 12 月に出された新聞折り込みチラシにて、対象商品を企画・開発した国の国旗と国名は記載しておりましたが、原産国(生産国:中華人民共和国)が表示されていなかったため、これは一般消費者に対し誤認されるおそれがある表示であり、誤認を排除するため、本件について今後一般消費者に周知徹底すること等の内容となります。

今回設定されているプランでは、お部屋に用意されている遊び道具の中で 11 アイテム中 3 アイテムが措置命令の対象となっておりますが、(株)ポーネルドに確認をしたところ、昨年のチラシの表示には不十分な点があったものの、対象商品は全て厳しい国際基準をクリアしており品質そのものには何ら問題がないこと、今後も対象商品については販売を継続するので、該当プランでは引き続き利用していただきたい旨のご説明がありました。

お客様にはご心配をお掛けしまして誠に申し訳ございません。今後とも快適なご旅行が出来ます様努めて参る所存でございますので引き続き(株)ポーネルドの遊び道具と弊社の旅行商品をよろしくお願い申し上げます

以 上